

(整理番号 530)

大阪地方最低賃金審議会

令和5年度第2回大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年9月1日(金)
午後2時00分から同3時55分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公 益を代表する委員 2 名
労働者を代表する委員 3 名
使用者を代表する委員 3 名
- 4 議 事
大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
 - ・ 労働者代表委員からは、日本の基幹産業である金属産業の中でも付加価値の高い自動車産業の労働の質にふさわしい賃金水準を確保することで、産業の魅力を高めて人材を確保し、健全な発展を図る必要がある。また、特定最低賃金により低賃金、低生産性産業に陥ることを防ぐことで、産業の強みであるバリューチェーン全体の健全な発展を促し、産業内の公正競争を確保するため改正決定の必要性ありとする主張があった。
 - ・ 使用者代表委員からは、今後の自動車産業は以前から懸念されてきたCASE、Ma a Sなどの電動化、カーボンニュートラルへの対応が目前に迫り、原材料費、コストの上昇も考慮すると先行きは楽観視できない。企業の魅力を高めることは特定最低賃金を引き上げることのみではない。中小零細企業への影響を考え、今年度については改正決定の必要性なしとする主張があった。全体協議、個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回は、本日の

議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨が労使双方にて確認され、審議は終了した。